

【憲法】

問題 次の事例を読み、資料も参照しつつ、設問に答えなさい。

[事例]

K県は、20●●年に、「K県風俗案内所の規制に関する条例」（以下、「本条例」という。）を制定、施行した。本条例の目的は、「風俗案内所に起因する、県民に著しく不安を覚えさせ、又は不快の念を起こさせる行為、犯罪を助長する行為等に対し必要な規制を行うことにより、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の安全で安心な生活環境を確保すること」（1条）とされ、学校などの保護対象施設から200m以内における風俗案内所の営業を禁止し（3条1項。以下、「営業禁止区域」という。）、違反者に刑罰を科している（16条1項1号）。

なお、K県は、「K県風俗営業所の規制に関する条例」により、風俗営業所の営業禁止区域を学校などの保護対象施設から70m以内と規定しており、K県においては、風俗案内所は、風俗営業所より営業禁止区域が広く設定されている。これは、本条例の制定に際して、風俗営業所の情報を集積し、積極的に風俗営業所の宣伝を行うという、風俗案内所の業務内容の特質からして、風俗案内所の方が、風俗営業所よりも周辺環境に与える影響が大きいことが考慮されたからであるとされている。

設問

Xは、営業禁止区域で風俗案内所を営業したことを理由として起訴された。Xは、本条例による規制が憲法22条1項に違反すると考えている。あなたが裁判官であったとして、Xの憲法違反の主張に対しどのように判断するか、論じなさい。なお、本事例では、法律と条例との関係についての問題はないものとする。

<資料>

本条例によれば、「風俗案内所」とは、風俗案内を業として行う施設であって、不特定の者が出入りすることができるものをさし、「風俗案内所」の行う「風俗案内」とは、次のいずれかに該当する行為をいうとしている（第2条4号）。

1. 利用者の求めに応じ、接待風俗営業又は性風俗営業に関する情報を提供する行為

2. 接待風俗営業又は性風俗営業の客になろうとする者を営業所等へ送り届ける行為
3. 接待風俗営業又は性風俗営業を営む者等との待ち合わせ場所を提供する行為